

平成27年10月6日

貸切バス事業者に対して行政処分を行いました

山口県の貸切バス事業者であるいわくにバス株式会社の本社営業所の貸切バスが、平成27年3月18日から25日までのうち5日間において無車検運行した旨、同社から山口運輸支局あて報告があったことを受け、同支局が同営業所に対して、同年3月27日及び同年4月22日に監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が認められたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車(貸切バス)の使用停止処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 行政処分年月日 : 平成27年10月1日 (処分権者 中国運輸局長 おがわ はるもと 小川 晴基)
- 事業者の名称 : いわくにバス株式会社
住所 : 山口県岩国市日の出町3-10
代表者名 : 代表取締役 うえだ じゅんじ 上田 純史
- 処分対象営業所 : 本社営業所(山口県岩国市日の出町3-10)
- 行政処分の内容 : 事業用自動車(貸切バス)の使用停止 110日車
(2両×55日間)
停止期間 平成27年10月6日から11月29日まで
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 11点(累積点数:11点)

【参考】貸切バスの処分状況(今回処分を含む。) ※中国運輸局管内の車両停止処分のみ集計

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
17件	9件	2件	9件	8件

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室 山口運輸支局 自動車運送事業監査室
担当 : いむら とみかわ 井村、富川 担当 : かやはら 茅原、松村
TEL : 082-228-3460 TEL : 083-922-5336
FAX : 082-228-3452 FAX : 083-923-1036

【資料配付先】(広島地区): JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ
(山口地区): 県政記者クラブ

【違反の内容】

1. 届出をしないで営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を変更していた。
(道路運送法第15条第3項)
2. 乗務員の健康状態を適切に把握していなかった。
(道路運送法第27条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
3. 点呼の記録の記載事項に不備があった。
(道路運送法第27条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)
4. 乗務等の記録の記載事項に不備があった。
(道路運送法第27条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
5. 運行記録計による記録を確実に行っていなかった。
(道路運送法第27条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
6. 乗務員台帳の記載事項等に不備があった。
(道路運送法第27条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
7. 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。
(道路運送法第27条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
8. 特定の運転者に対する特別な指導が行われていなかった。
(道路運送法第27条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
9. 特定の運転者に対し適性診断を受診させていなかった。
(道路運送法第27条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
10. 有効な自動車検査証の交付を受けていない事業用自動車を運行の用に供していた。
(道路運送法第27条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第58条第1項)